



野球観戦中に負った大ケガの責任は？

弁護士 上岡 亮

主婦Aさんの子ども、小学生のB君は大のプロ野球ファン。プロ野球球団のベーコンエッグズは、新しい客層を積極的に開拓する営業戦略の下、保護者の付添を条件としてベーコンエッグズの主催試合に小学生を招待する企画を実施しました。この企画によりB君が招待され、保護者であるAさんが付き添うことになりました。ただ、Aさんは、野球に関する知識も関心もほとんどありません。

ベーコンエッグズ主催試合が行われるベーコン球場は、プロ野球の臨場感を楽しんでもらうために、防球ネットが外された特別内野席がありました。AさんとB君が、特別内野席で野球観戦をしていたところ、打者の打ったファウルボールがAさんの方向へ飛んできました。ところが、Aさんは、B君の様子に気を取られてボールに気付かず、Aさんが顔を上げた瞬間にボールがAさんを直撃して大ケガを負ってしまいました。

◆—解説

Aさんは治療費等を支払ってもらいたいと考えていますが、スポーツ観戦中の事故でケガを負ってしまい、球団と球場に対して責任を問おうとする場合、主催者と施設の所有者とでは法的な請求の根拠が異なることから、球団と球場の責任が分かれてしまう可能性があります。

まず、Aさんが観戦していた特別内野席のように防球ネットがない席を設けることが施設の瑕疵にあたるのであれば、ベーコン球場の所有者は、不法行為責任の一種である工作物責任を負うこととなります。

打席から近距離にあるにもかかわらず防球ネットがないような内野席は危険であることは明らかで、瑕疵があるようにも思えますが、Aさんと同様の事故において、裁判所（札幌高等裁判所平成28年5月20日判決）は、瑕疵にはあたらないとの判断をしました。

裁判所は、①積極的にプロ野球の観戦を考える観客は、プロ野球観戦に伴う危険性を認識している、②安全性の確保のみを重視し臨場感を犠牲にして徹底した安全設備を設けることは、プロ野球観戦の魅力を減殺させる等の事情から、プロ野球の球場に設置された物的な安全設備については、他の安全対策と相まって、社会通念上相当な安全性が確保されているか否かを検討すべきとしたうえで、ファウルボールの危険性に関する注意喚起の

放送があったこと、観客席に入りそうなファウルボールが打たれた際には警笛により知らされていたこと、内野フェンスの高さが他の球場と比較しても特に低かったわけではないこと等を理由として瑕疵がないとしました。

では、ベーコンエッグズ球団は責任を負うことはないのでしょうか。

Aさんとベーコンエッグズ球団との間には野球観戦契約が成立することになり、球団は、観客に対して安全に試合を観戦できるよう配慮する安全配慮義務を負うこととなります。球団が安全配慮義務に違反したことで事故が発生した場合、球団は、債務不履行責任を負うこととなります。

前述の裁判所は、保護者の付添を条件として主催試合に小学生を招待する企画を実施した球団（北海道日本ハムファイターズ）に対して、野球に関する知識も関心もない保護者との関係では、危険性が低い座席を選択できるようにするなど、保護者らの安全により一層配慮した安全対策を講じるべき義務を負っていたとして、球団の安全配慮義務違反を肯定しました。裁判所は、防球ネットがなかったことについて球場の責任を否定する一方、事案の特別な事情に着目して球団の責任を認めたのです。

したがって、Aさんは、球場の所有者に損害賠償の請求をすることはできませんが、ベーコンエッグズ球団に対して、治療費等の賠償請求ができることとなります。

事故防止に向けた主催者側の継続的な努力が必要不可欠なことはもちろんですが、ファウルボールは、いつどこへ飛んで行くのか予測不可能な面もあり、事故を完全に防ぐことは困難です。

また、被害者側の自己責任をどのように考えるべきかについても難しい問題です。スポーツ観戦をするときは、観戦中の危険性を十分に理解して白熱したゲームを楽しみたいですね。

執筆者プロフィール

上岡 亮（うえおか・あきら）

弁護士（第二東京弁護士会）。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て（在職中FP資格を取得）、東京都立大学（現首都大学東京）法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属：東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>